

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | 内容 | 回答 |
|----|-------|-----|-----------------|--|--|
| 1 | 実施方針 | P11 | 4 - (2) - 4 - イ | 「1年以上の空調設備に関する維持管理実績を有している事」とありますが、改正フロン法が施行されて1年あまりの状況の中、フロン排出抑制法に基づく簡易点検については1年以上の経験がなくてもよいでしょうか？ | 維持管理業務実績として、フロン排出抑制法に基づく点検は含んでいなくても良いものとします。 |
| 2 | 入札説明書 | P2 | 第2 - 2 | 「既存の空調設備の点検を行いません」とありますが、これは、フロン点検のみを行えば良いと考えて宜しいでしょうか？ | フロン排出抑制法に基づく簡易点検及び定期点検を想定しています。 |
| 3 | 入札説明書 | P4 | 第3 - 1 - (1) | 入札参加者の定義において、本事業を実施するために必要な能力を備えた複数の企業により構成されるグループ。とありますが1社の単独企業で参加することはできないのでしょうか。 | 同一企業による複数業務の担当する場合の要件として、同一現場において施工企業と工事監理企業は、同一の者又は資本面において密接な関連のある者であることを認めていないため、複数の企業で応募していただくことになります。 |
| 4 | 入札説明書 | P4 | 第3 - 1 - (2) | 代表企業の選定において施工業務を行う企業から代表企業を定める。とありますが当社が施工業務の一部を協力企業に再委託する場合は当社が代表企業になれないということでしょうか。すなわちSPCを設立しないとイケないという解釈になるのでしょうか。SPCを設立しないで 施工業務以外の業務を行う企業が代表企業にはなれないという解釈になるのでしょうか。 | SPCを設立しない場合において、代表企業は施工業務を行う施工企業であることを求めており、当該企業が施工業務の一部を別の企業に請け負わせる場合についても、発注する企業は施工企業とみなされるため代表企業になることが可能です。 SPCを設立しない場合について、施工企業以外の企業が代表企業となることは認めていません。 |
| 5 | 入札説明書 | P5 | 第3 - 2 - (2) | 設計業務又は施工業務での条件において現在当社が川西市入札参加資格者名簿に登録されていません。実施方針にて資格者名簿への登録を受け付ける予定とありますが時期はいつ頃になりますでしょうか。 | 入札参加資格審査の追加申請については、7月29日付けで、市ホームページに公表しましたので、確認してください。 |
| 6 | 入札説明書 | P6 | 第3 - 2 - (3) | 同一企業による複数業務の担当についての要件について、同一事業対象箇所における施工業務と工事監理業務を同一の者又は資本面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。とありますが、最低2社以上で構成企業を組んで参加しなければならないということでしょうか。 | ご理解のとおりです。No.3の回答も参照してください。 |
| 7 | 入札説明書 | P14 | 第4 - 4 | 本文には「審査項目は、別添資料「落札者決定基準」を参照して下さい。」とありますが、別添資料がありません。公表は後日でしょうか。又、内容には価格点と内容点の配分、及び内容点については審査のポイントと各々の配点の記載はありますか。 | 落札者決定基準は7月25日付けで、市ホームページに公表しましたので、確認してください。 |

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | 内容 | 回答 |
|----|-------|-------|--------------|--|---|
| 8 | 入札説明書 | 別紙3-1 | 2-(1) | サービス対価Aをお支払い頂く際に「完成検査書」という書類が必要とありますが、事業契約上の「完成確認書」と同じものでしょうか。 | ご理解のとおりです。「完成検査書」は、「完成確認書」と修正します。 |
| 9 | 入札説明書 | 別紙3-2 | 2-(3) | サービス対価Cの初回は「設備の引渡し完了し供用を開始した日」が起算日と記載があります。 また、事業契約書第47条によると、「供用開始」は「引渡時」と規定されています。 すなわち、サービス対価Cの支払いの起算日は、引渡日である平成29年8月末日と同日なんでしょうか。 | 新規設備の引渡しは、平成29年9月1日午前0時時点に行うこととし、供用開始日は平成29年9月1日であり、サービス対価Cの支払いの起算日も平成29年9月1日とします。これに伴い、事業契約書(案)第46条の「甲に対し、平成29年8月末日午前0時に、…」は、「甲に対し、平成29年9月1日午前0時に、…」に修正します。 |
| 10 | 入札説明書 | 別紙3-2 | 2-(3) | 維持管理費は毎回同額でしょうか。 | 同額あるいは年度ごとの業務量に応じた額のいずれでも構いません。 |
| 11 | 要求水準書 | P17 | 第2-3-(2)-1-b | 「月別のエネルギー消費量」とありますが、室内機及び全熱交換器の電力量は、運転時間と室内機の消費電力量の積で、算出してもよろしいでしょうか？室内機の運転時間は把握できますが、実際に室内機に使用した電力量を計量するのは、難しいと思われまます。 | 「月別のエネルギー消費量」については、要求水準書 p.17 b)に記載のとおり、「学校単位、月単位」での計量を求めるものです。ただし、さらに詳細な単位での計量を行う提案を拒むものではありません。 また、当該項目の「川西養護学校の場合は、全熱交換機分を含みます」は、「久代幼稚園、川西南中学校、川西養護学校の場合は、全熱交換機分を含みます」に修正します。 |
| 12 | 要求水準書 | P19 | 第3-1-(3)-1 | 「…学校ごとに補助員(主任技術者)を配置する等、…」とありますが、この補助員が同時に担当できる校・園は最大何校ですか。 | 補助員の配置については、事業者の提案に委ねます。 安全に工事が実施されるよう適切に配置してください。 |
| 13 | 要求水準書 | P34 | 第6-3-(1)-1-b | 「シーズンイン点検を行なうこととします」とありますが、冷房イン・暖房イン共に点検をしなくてはならないのでしょうか？ご教授願います。 | シーズンイン点検は、冷房インのみとします。 |
| 14 | 様式集 | P7 | 5 | 「Excelデータについては、計算式(関数)を含むデータとしてください」とありますが、事業者のノウハウが流出しない程度の開示に留めることをご了承ください。 | 計算根拠等を確認するため、個別に提出を求める場合がありますが、それらに対応することを前提に、ノウハウの流出と考えられる計算式等の提出を行わないことを認めます。ただし、様式8シリーズ、様式9シリーズについては、必ず計算根拠の確認を行いますので、留意してください。 |

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | 内容 | 回答 |
|----|-------|-----------------------|--------------|---|---|
| 15 | 様式集 | 様式2 - 14 | 添付資料 | 「6.法人税納税証明書」「消費税納税証明書」について、取得ができる最新の「その3の3」の提出で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 16 | 様式集 | 様式8 - 4 A / B C | 114行 124行 | 「使用するエネルギー単価は、平成 年 月 日現在のものを用いること」とありますが、いつ、どのような形で公表されるのでしょうか？ | 8月中旬を目途に後日、市ホームページで公表します。 |
| 17 | 事業契約書 | P14 | 第26条 5 | 「別紙4「3」「(2)」」とありますが、該当すると思われる資料がありません。誤謬でしょうか。 | ご指摘のとおり、「別紙4「3」「(2)」」は、「別紙4「3)」と修正します。 |
| 18 | 事業契約書 | P17 | 第35条 3 | 「何らの通知を行わないときには、乙は完成確認に合格したものとみなすことができる」とありますが、完成確認を明確にする意味でも市より必ず、通知を頂けませんでしょうか。 | 完成確認書を交付します。 |
| 19 | 事業契約書 | P26 | 第46条 | 第46条によると、所有権の移転および「引渡書」の取り交わしは「平成29年8月末日」に一括で行われますが、学校単位で、「完成確認書」の交付をもって所有権の移転を認めて頂けると、地元施工業者に配慮した事業計画(工事完了毎での工事代の支払)が実現出来ます。ぜひ学校単位での「所有権の移転」を認めて頂けませんでしょうか。なお、一時金や割賦金のスケジュール変更は考えておりません。また供用開始につきましても一括開始を前提としております。 | 学校ごとの完成確認書の交付でも対応致しますが、それによって、市は設備の所有権移転や引渡しを受けるものではありません。設備の所有権移転や引渡しは第46条によります。また、市が選定事業者を支払うサービス対価は、全設備引渡し後に別紙10に従って支払います。 |